

雫石町「町有地を活用した生涯活躍のまち推進に資する多世代交流拠点施設整備事業」
設計・施工一括発注プロポーザルの監査結果を踏まえた今後の対応について

1 発注概要と経緯

町有地を活用した生涯活躍のまち推進に資する多世代交流拠点施設に係る設計業務及び施工業務について、民間事業者の創意工夫を取り入れることで、より良好な安全管理と堅牢なメンテナンス性の優れた施設の建設や工期の短縮、イニシャルコストを含むライフサイクルコストの低減が図られることを期待し、設計・施工一括発注プロポーザル方式で発注した。

このことについて、下記のとおり議会の監査請求に基づく監査を求められたもの。

2 監査請求事項

- (1) プロポーザル参加業者 2 者の「実績・体制評価」、「技術提案書評価」及び「提案価格評価」詳細審査項目と採点結果について
- (2) 受注者は、プロポーザル公告及び実施要項の失格要件や無効要件等に該当する事項が見受けられるにもかかわらず、優先交渉権者となった根拠について
- (3) 受注者は、プロポーザル実施要項等で要求している資格を誰が有しているかについて
- (4) プロポーザル実施要項等に提示されている工事費の見積根拠について

3 監査結果

- (1) 審査会は平成 29 年 3 月 24 日審査員 10 名中 1 名が欠席し、9 名の審査員により行われた。詳細については別紙 1 の (1) から (3) のとおりである。
- (2) ① 資格要件の共通事項「直近の経営事項審査の総合評定値 (P) 700 点以上の者である」ことについては、プロポーザル実施要項の共通事項に「直近の経営事項審査の総合評定値」と記載されていること及びプロポーザル提出書類作成要領で示している様式 3-4 の参加確認調書の下段に「平成 29 年 2 月 1 日時点で記入」と記載されていることから、一般的な社会通念上、最も新しい経営審査の総合評定値を記入すべきである。

② 設計者及び工事監理者の資格要件については、「配置予定者の管理技術者、建築担当主任技術者及び建築担当工事監理者は、提出者の組織に属しており、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者であること」、加えて、資格要件のただし書きにおいて「一級建築士不在の場合は、建築士法第 23 条の登録のある設計業者に委託することも可とする。」と記載がある。受注者（提出者）は、設計業務及び工事監理業務を「協力者」として参加表明している設計業者に委託することとしており、担当課は協力者を受注者の組織に属していると判断しているが、プロポーザル実施要項で示している参加者の要件は、単体企業又は J V 企業体としている。また、J V 企業体の構成員は設計業務、工事監理業務及び建築工事の施工を担当するものからなるものとしている。このことは、設計部門がある単体企業、又は設計部門がない場合は J V 企業体で参加する者と解するが、プロポーザル実施要項に協力者が受注者（提出者）の組織に属しているかの記載がなく判断できない。

③ 施工者の資格要件については、「主任技術者又は監理技術者は、常時３か月以上の雇用があること、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること及び建築工事に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有すること」と定めている。受注者（提出者）の配置予定者は二級建築士の資格を有する者だが、担当課は協力者に一級建築士が在籍しているので施工者の資格要件を具備しているとしている。しかしながら、施工者は受注者（提出者）であることから、設計業務及び工事監理業務の協力者は、施工者に求めている主任技術者又は監理技術者として配置することはできないと考える。

- (3) プロポーザル実施要項で求めている施工者の資格要件で定めている基準は、「常時３か月以上の雇用の関係にあること」、「一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有すること」及び「建築工事に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること」であるが、受注者（提出者）には、参加表明時点にプロポーザル実施要項で求めている施工者の資格要件を備えている者の存在を確認することはできない。
- (4) プロポーザル実施要項等で示されている工事費は、一級建築士の資格を有する地域おこし協力隊が坪単価により積算したものであるが、作成責任の観点から町職員の技師が積算するべきである。

4 監査結果を踏まえた検証結果

- (1) 審査会において、提出者の資格要件及び技術者資格について、担当者が十分に確認をせずに作成した資料に基づいて審査委員への説明を行ったため、別紙のとおり、実績・体制評価については、審査委員全員が同じ採点結果となってしまった。
- (2) ① 資格要件の共通事項は、雫石町入札・契約制度改革検討委員会において、雫石町で公表している平成 27・28 年度入札参加資格者名簿の経営事項審査における総合評定値（P）700 点以上の者と決定したが、プロポーザル実施要項には「直近の経営事項審査の総合評定値（P）700 点以上」と記載したため、総合評定値（P）についての明確な取り扱いができていなかった。
- ② 設計者及び工事監理者の資格要件は、町内業者の受注にも配慮し、一級建築士不在の場合、建築士法第 23 条の登録がある設計者に「協力者」として委託することも可としたものの、協力者が受注者と同じ組織に属しているかについての定義を明記していなかった。
- ③ 施工者の資格要件は、「主任技術者又は監理技術者は、常時３か月以上の雇用があること、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること及び建築工事に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有すること」と定めたが、設計業務及び工事監理業務の協力者に一級建築士が在籍している場合には、協力者が受注者と同じ組織に属していると考え、施工者の資格要件をも具備しているものと解釈し取り扱った。
- (3) (2) ③と同じ。
- (4) 地方創生拠点整備交付金申請にあたり、町職員に建築技師は地域整備課に 1 名しかいないため、担当課所属の地域おこし協力隊（一級建築士）に積算を依頼した。

5 今後の対応

町では、以上のような審査手続き等を経て契約締結をしたため、今後の対応について、顧問弁護士の見解などを踏まえ検討を重ねました。

結果、契約自体は有効であることや、工事関係者等に与える影響などを考慮し、本契約を継続することとし、次点となった事業者に対し謝罪するとともに、再発防止に向け、以下のとおり対応します。

I 審査体制の見直し

①事前審査体制の見直し

審査要項等の作成は、総務課（入札・契約担当者）、技術者資格要件の確認については、地域整備課（管理監督担当者）を中心に行うとともに、県の関係部署（課）からの助言と指導を受ける。

②評価審査体制の見直し

評価審査等の詳細審査項目の審査にあたっては、審査員には建設業に精通している大学教授等の外部有識者を加えることを義務付ける。

II 執行体制の見直し

一定の金額以上の工事、またはプロポーザルやコンペ方式で発注する設計委託や工事などは、事業担当課のほか、総務課（入札・契約担当者）、地域整備課（管理監督担当者）などの職員構成によるプロジェクトチームの設置を義務付ける。また、現在、副町長及び関係管理職で構成する入札・契約制度改革検討委員会がプロジェクトチームとともに協議し、執行する体制に見直す。

III 随意契約ガイドラインなどの見直し

上記 I 及び II などの見直しについてガイドラインに明記する。プロポーザル方式及びコンペ方式のマニュアル作成に取り組むとともに、町産材利用の推進、省エネ・高効率断熱化、地元業者選定などに取り組み、町営工事の発注が地域経済の循環に資する仕組みづくりを進めていく。

IV 職員の処分

担当課の事務処理において、注意の欠如があったことが認められることから、規定に基づき職員の処分を行う。

V 町民への説明

この内容は、町のホームページと町広報誌に掲載する。